

(別添2)

オールこども石川被災児童受け入れ施設支援事業要綱

1 事業の目的

令和6年能登半島地震及びこれに伴う災害により被災した児童（以下「被災児童」という。）を受け入れている全国（石川県を除く。）の保育所等（保育所、地域型保育事業所、認定こども園（全類型）及び幼稚園を含む。）に対し、物品購入（着替え、食器等）に関する補助を行うことを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、「オールこども石川」とし、事務の一部を「オールこども石川」が認めた者へ委託等をして行うことができる。

3 対象施設等

保育所、地域型保育事業所、認定こども園（全類型）、幼稚園

4 事業の内容

被災児童を受け入れている3に定める対象施設等（以下「受け入れ施設」という。）に対して、被災児童1人あたり5万円の物品購入（着替え、食器等）に関する定額補助を行う。

（補助の使途について）

- ・ 被災児童（家庭）に対する支出（支援金）
- ・ 被災児童の保育に要する物品（着替え、食器等）等の購入

5 事業（補助）の実施方法

事業（補助）の実施にあたっては、補助を希望する受け入れ施設から各市区町村へ所定の申込様式を提出し、各市区町村において当該受け入れ施設で被災児童を受け入れていることを確認のうえ、各市区町村からオールこども石川に提出するものとする。

申込様式の提出を受けたオールこども石川は、受け入れ施設と直接調整の上、順次支援金を指定の金融機関の口座に送金する。

6 事業の財源

本事業の財源は、令和6年能登半島地震 オールこども石川 被災地支援金の一部をもって充てる。

7 留意事項等

- ・ 対象となる児童への補助は1人につき1回に限るものとする。
- ・ 事業の財源となる被災地支援金の趣旨を踏まえ、被災児童の直接的な支援に充てられることが望ましいこと。
- ・ 提出のあった申込様式は本事業の実施のみに使用し、上記2に記載の実施主体において適正に管理する。